

平成29年3月伊那市議会定例会 請願・陳情文書表

平成29年2月27日

番号	件名	提出者	付託委員会	紹介議員
33-1	「テロ等準備罪」、いわゆる「共謀罪」を新設する組織犯罪処罰法改正案に反対する請願（請願）	上伊那地区憲法を守る会 代表 前田 是幸	総務文教委員会	宮島良夫
33-2	オスプレイの低空飛行訓練の中止を求める請願（請願）	上伊那地区憲法を守る会 代表 前田 是幸	総務文教委員会	宮島良夫
33-3	「核なき世界」をめざす核兵器禁止条約への賛成と、核兵器廃絶の平和外交の推進を求める陳情（陳情）	「平和って何だ」伊那谷 代表 角 憲和	総務文教委員会	

(33-1) 「テロ等準備罪」、いわゆる「共謀罪」を新設する組織犯罪処罰法改正案に反対する請願（請願）

政府が提出を予定する「テロ等準備罪」を新設する組織犯罪処罰法改正案は、これまで国民の強い反対によって3回廃案となった「共謀罪」法案の焼き直しであり、課題山積の危険法案です。

それにもかかわらず、安倍政権は2020年の東京五輪・パラリンピックに向けたテロ対策を口実に、いわゆる「共謀罪」法案について早期成立を目指すとしています。

提出予定の法案では、テロなどの謀議に加わった場合に処罰の対象となる「共謀罪」について、適用対象や構成要件などを変更し、罪名も「テロ等組織犯罪準備罪」と改め、名称も「組織犯罪処罰法」改正案とするとされています。

しかし、共謀を処罰するという法案の法的性質は何ら変わっておらず、「既遂の処罰」を原則とする刑法の基本原則を大きく変えるものです。

また、対象犯罪について、「懲役・禁錮4年以上の刑が定められた重大な犯罪」としたため、犯罪の数は676にも上ります。対象犯罪を絞り込む検討が行われているとされていますが、共謀が処罰の対象になることに変わりはありません。

国際組織犯罪防止条約はそもそも越境組織犯罪を抑止することを目的としたにもかかわらず、対象犯罪の越境性（国境を越えて実行される性格）も盛り込まれていません。

「組織的犯罪集団」も「準備行為」も「テロ」も定義があいまいで、適用範囲が十分に限定されたと見ることはできません。依然として、幅広い解釈が可能になり、捜査機関の恣意的な運用によって基本的人権が侵害される危険性は変わりません。

「一般の市民団体や労働組合は大丈夫」と言われますが、この「集団」の定義は捜査機関の判断に委ねられ、内心や思想を理由に処罰されるとの不安も払拭されていません。

政府の施策に反発する人たちを本法案で押さえ付けるなら、それは「恐怖政治」であり、刑事罰があるというだけで参加を思いとどまらせ、さまざまな住民運動・市民運動・労働組合等の運動を萎縮させることも十分考えられます。

我が国の刑事法体系の基本原則に矛盾し、基本的人権の保障と深刻な対立を引き起こすおそれが高い法案は認めることはできません。

以上のことから、貴議会におかれましては、国及び関係機関に対して「テロ等準備罪」、いわゆる「共謀罪」を新設する組織犯罪処罰法改正案に反対する意見書を提出していただきたく、ここにお願いいたします。

(33-2) オスプレイの低空飛行訓練の中止を求める請願（請願）

遂に恐れていたことが現実のものになりました。昨年12月13日、沖縄県名護市東岸沖でMV22オスプレイの墜落事故が発生しました。さらに同日夜、別のオスプレイが普天間飛行場に胴体着陸する事故が発生、深刻な重大事故が重なりました。

欠陥機オスプレイの訓練が全国に拡大しつつある中、強い衝撃と恐怖心、そして怒りを禁じ得ません。

にもかかわらず、沖縄県内では、この重大事故の原因究明が全くなされないまま、飛行訓練が再開されています。

国内で初めてとなるオスプレイの墜落事故は、政府や米国が強調してきたオスプレイの機体の安全性を根底から覆すものに他なりません。

オスプレイの墜落事故は起こるべくして起きたとの認識に立ち、欠陥機である危険なオスプレイの配備、飛行訓練の即時中止を政府及び米国に対し迫ることが、オスプレイの訓練空域となる自治体にとって喫緊の課題となっています。

米軍の新型輸送機オスプレイは開発段階から墜落事故が続く欠陥機です。故に全国知事会においても、住民の生命と財産の安全を守るため、安全性への懸念を表明し訓練への警鐘を鳴らし続けています。

県内では、MV22オスプレイの訓練ルートとして、岐阜県・新潟県との境を訓練空域とする「ブルルート」が設定され、さらに、米空軍が横田基地（東京都多摩地域）に本年から配備するCV22オスプレイは、県内東北信17市町村にまたがる空域（エリアH）で夜間低空飛行訓練を行うとされています。

CV22は、空軍仕様のオスプレイで特殊作戦用に使用されている攻撃型輸送機です。MV22に比べ、夜間や低空飛行など、より過酷な条件で運用されており、最新の事故率ではMV22が10万時間当たり2.12件であるのに対し、CV22は7.21件と約3倍に及んでいます（防衛省発表）。

CV22の横田基地配備により、墜落事故等による住民の生命の危険が一段と増すことになり、県民・住民の不安は増幅しています。

長野県では、昨年9月30日に、県及び県市長会、県町村会の3団体連名で防衛大臣及び環境大臣にオスプレイの飛行訓練に関する要請を行っています。この要請は、「一部の市町村では、良好な生活環境や静寂な山岳高原観光地に影響が生ずるとの懸念などから、訓練区域からの除外を望む意見があるとともに、一部の市町村議会においても、訓練中止を求める意見書が可決され、県民のオスプレイの安全性に対する不安や生活環境等への影響に対する懸念はいまだ払拭されたとはいえない」と明記した上で、「飛行訓練における実態を広く情報開示するとともに、安全性や運用全般の状況について具体的内容を事前に十分説明すること」、「県民や観光客に不安や懸念を抱かせるような飛行訓練が実施されないよう日米合同委員会合意事項の遵守を在日米軍に強く求めること」、「イヌワシやライチョウといった絶滅危惧種の生息環境への影響を低減する対策を在日米軍に強く求めること」の3点を求めています。

これに対し、防衛省北関東防衛局は「運用に関する情報が得られた場合は速やかに知らせる」としてはいますが、具体は一切明らかになっていません。

県民の生命・財産が失われるような事態が起きてからでは遅いのです。原因究明が十分に果たされないままのオスプレイ飛行訓練の再開は容認できません。

また、上伊那地域上空に関して、現時点では訓練飛行ルートにはなっていませんが、訓練開始場所までの移動ルートは提示されておらず、その時の気象状況などにより決定され、非常時・緊急時は最短ルートで飛行することになります。決して上伊那地域上空を飛ばないとは限らないこと、またその時はもっとも墜落する危険が潜んでいることを申し添えます。

以上のことから、貴議会におかれましては、下記事項について国及び関係機関に対して意見書を提出していただきたく、ここにお願いいたします。

記

- 1 墜落事故の原因究明がなされないままのオスプレイの飛行訓練再開は容認できないため、直ちにオスプレイの低空飛行訓練を中止すること。

- 2 オスプレイの飛行訓練の実態を広く情報開示するとともに、その安全性や今後展開される運用全般について、具体的内容を明確にしたうえで、関係自治体及び地域住民に対し事前に十分説明すること。
- 3 県民・住民や観光客に不安や懸念を抱かせるような飛行訓練が実施されないよう、飛行高度や区域等に関する日米合同委員会合意事項の遵守について、在日米軍に強く求めること。
- 4 オスプレイの訓練区域は、イヌワシやライチョウといった絶滅危惧種の生息が確認されている重要な地域であるため、その生息環境に与える影響の低減に配慮した適切な対策を講ずるよう、在日米軍に強く求めること。

(33-3) 「核なき世界」をめざす核兵器禁止条約への賛成と、核兵器廃絶の平和外交の推進を求める陳情（陳情）

国連総会軍縮委員会において核兵器の非合法化をめざす「核兵器禁止条約」制定の交渉会議が、3月下旬と6月中旬～7月上旬に行われます。昨秋の会議で禁止条約の交渉開始決議が123か国の賛成多数で採択されました。決議で核兵器の使用は破滅的な人道的結末をもたらすと強い懸念が示されています。禁止条約には非人道的な核兵器の使用禁止が書き込まれる見通しです。条約が成立すれば待望の「核なき世界」への第一歩となります。

しかし、安倍政権は核保有国の米ロ英仏と共に反対しました。インドや中国の核保有国でさえ棄権したなかでの反対は「唯一の戦争被爆国」を自称におとしめ、世界に誇る「平和国家」の看板に泥を塗る宣言となりました。しかも「棄権でなく反対せよ」というアメリカの圧力に屈した結果でした。段階的な核軍縮を主張し、ロシアと共に最大の核弾頭を保有するアメリカの核抑止力（核の傘）への信奉と依存がその理由でしょう。米ロは核軍縮どころか、さらなる核兵器の近代化・拡大を進める始末です。米ロに核廃絶の意思は欠片もありません。

米ロ主導の核軍縮は、未発効の包括的核実験禁止条約（CTBT）、米ロの対立で核弾頭数が逆に7,000余に増加した戦略兵器削減条約（START）、そして核保有を米ロ英仏中の5か国に限定しながらインド・パキスタン・イスラエル・北朝鮮など世界に拡散してしまった核拡散防止条約（NPT）を見れば、その破綻が見事なまでに実証されています。

ところが安倍政権は、一方でアメリカの軍縮を支持し、他方で核廃絶の必要性を説くという二枚舌を振りまくのみです。核廃絶への具体的な構想や行動を何も示さないという無責任に終始している態度には、本気度がまったく見られません。

核の非人道性は、広島・長崎の地獄のような原爆の惨劇が余すところなく物語っています。その放射能の恐怖と、相互に壊滅が必至の核戦争寸前に及んだ米ソ対立のキューバ危機を思い起こせば、核兵器は使えない兵器、核抑止力は幻想ということを経験が証明しています。

平和は力づくの核抑止力でなく、対話の外交力で実現すべきです。核抑止力へ

の信奉と幻想から訣別し、人間の智慧と良心に頼る平和外交が「唯一の戦争被爆国」の採る道と考えます。「核兵器禁止条約」制定への賛成が世界に向けたその態度表明です。先の反対で被爆者や国民そして世界の失望を買った汚名を晴らす、これがきっと最後の機会となるでしょう。そして、核廃絶の決意を表す証として「非核三原則」の法制化が不可欠と考えます。

伊那市議会は「非核平和都市宣言」を決議していることから、国及び関係機関に対して「核兵器禁止条約」に賛成するとともに、核兵器廃絶の平和外交を推進するよう意見書を提出していただきたく、ここに陳情いたします。